

生け垣造成補助金を受けようとする方へ

この制度は、新たに生け垣を造成する方や、既存のブロック塀を撤去した場所に新たに生け垣を造成する方に対し、その工事費用の一部を補助するものです。

1. 補助金交付の対象になるもの（次の条件を全て満たしているものに限りです。）

- (1) 新設の生け垣であること。
- (2) 原則として幅員4m以上の道路に面していること。
- (3) 生け垣に適した連続性のある原則単一樹種の苗木を使用し、延長1mあたり2本以上、かつ葉が触れ合うように植栽すること（プランター類の使用はできません）。
- (4) 生け垣の総延長は2m以上とし、植栽時に80cm以上の樹木を植えること。
- (5) 生け垣は道路に沿って造成し、苗木は道路境界から奥行き30～50cm程度の場所に植栽すること。
- (6) 生け垣造成の際に土留め縁石やブロック塀等を設置する場合は、高さ60cm以下とすること。この場合、設置した縁石やブロック塀等の天端より80cm以上の高さがある樹木を植栽すること。
- (7) 必ず生け垣造成工事着工前に補助金の交付申請をし、市の交付決定を受けてから各工事に着手すること。

＜生け垣に適した樹木＞

イヌヅケ、イヌマキ、イスノキ、キャラボク、キンモクセイ、コノテガシワ、サザンカ、サンゴジュ、シラカシ、トキワマンサク、ヒイラギ、マサキ、レッドロビンなど

2. 補助金交付の対象とならないもの。（上記1. の条件をすべて満たしていない他、次のいずれかに該当する場合についても補助対象になりません。）

- (1) 一時的、仮設的な生け垣を造成する場合。
- (2) 国、地方公共団体、その他これに準ずる団体が設置するもの。
- (3) 宅地建物取引業を営むもの又は国分寺市まちづくり条例（平成16年条例第18号）第2条（定義）第5号の開発事業を行うものが販売を目的として設置するもの

3. 補助額

生け垣造成 1mあたり8,000円を上限に補助します。

4. 補助金交付申請に必要な書類

- (1) 生け垣造成補助金交付申請書（所定の様式）
- (2) 施工業者からの見積書（延長1mあたりの工事費単価の記載のあるもの）
- (3) 完成予定の平面図及び立面図
※工事着工前の現場写真（背景に自宅や道路が入るよう撮影してください）

5. その他留意点

- (1) 必ず工事着工前に申請し、補助金の交付決定を受けてから工事を着工してください。
- (2) 申請があつてから補助金の交付決定までにある程度日数がかかりますので、工事着手前に余裕を持って申請してください。
- (3) 造成した生け垣は長期間に渡り保護育成に努め、枯れた場合は、施主の責任で良好な状態に戻してください。
- (4) 造成した生け垣は、枝が道路にはみ出さないよう適正な維持管理をお願い致します。
- (5) 詳細については、必ず事前に緑と建築課へお問い合わせください。

6. 生け垣の簡単な手入れ方法

<剪定方法>

剪定を行う道具として、電動バリカンや剪定ハサミがあれば、簡単な手入れができます。

(1) 電動バリカンを使う場合

生け垣の上部を刈り込む場合は、刃先を少し下げて動かし、同じ高さに揃えるために、ロープなどで目印を付けると綺麗に刈ることができます。側面は、下から上に刈り込みます。

(2) 剪定を使う場合

側面を刈りこむ場合は、刈り込みハサミを横に寝かせ、下から上へと刈り込みます。ハサミの左手(左刀)を固定して、右手を動かしながら刈り込むと水平になります。揃えたい高さに糸を張って目印にすると刈り込みやすくなります。



補助金の交付が可能な生け垣造成例

さつき (市の花)



<担当>

緑と建築課 公園緑地係

Tel 042-325-0111 内線 353